

空の旅をおトクに・便利に!

富山きときと空港発着の全路線(国内線・国際線)対象

ご利用回数に応じて特典をプレゼント!

入会金
年会費
無料



富山きときと空港

個人会員募集!

サポーターズクラブ

特典① 入会特典としてもれなく富山きときと空港内施設の「お買い物・お食事券」(500円分)をプレゼント



廻転「とやま館」



「エアポートキッチン」

特典② ANA旅行券又は「お買い物・お食事券」をご搭乗回数に応じてプレゼント
(期間中4回搭乗:2,000円分/10回搭乗:5,000円分(各先着200名))



「まいどは屋」



「麺家いろは」

特典③ 富山きときと空港サポーターズクラブ(個人会員)会員カードの発行

特典④ 会員通信の発行(各種キャンペーン・イベント情報、特典案内など)

※10回搭乗特典は、入会日以降、平成31年3月31日(日)までのご搭乗を対象とします(富山きときと空港ホームページでもご案内しています)。

※上記の特典内容や期間は、お断りなく変更する場合がございますのでご了承ください。詳しくは富山きときと空港ホームページにてご確認ください。

富山きときと空港 サポーターズクラブ(個人会員)のご案内

富山きときと空港のより一層の利用促進を目的に、空港サポーターズクラブ(個人会員)を創設しました。

対象

富山きときと空港及び就航路線を積極的にご利用いただける県内外の個人の方
※詳細は裏面の富山きときと空港サポーターズクラブ(個人会員)設置要領をご覧ください。

入会方法

下記「入会申込書」にご記入の上、サポーターズクラブ事務局に送付(FAX/郵送)してください。

富山きときと空港サポーターズクラブ(個人会員)入会申込書

富山きときと空港サポーターズクラブ(個人会員)設置要領(裏面)に同意の上、入会を申し込みます。

平成 年 月 日

ふりがな 氏名		性別 男・女	生年月日 西暦 年 月 日
郵便番号・住所	〒 —		
電話番号		E-mail	
ふりがな 氏名		性別 男・女	生年月日 西暦 年 月 日
郵便番号・住所	〒 —		
電話番号		E-mail	

お問い合わせ

富山きときと空港サポーターズクラブ事務局(富山県総合交通政策室内) TEL.076-444-4039

送付先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
富山県総合交通政策室

FAX

076-444-3464

富山きときと空港サポーターズクラブ(個人会員)設置要領

1 趣旨

富山きときと空港の航空ネットワークの充実化及び富山空港の維持活性化を図るため、「富山きときと空港サポーターズクラブ」(以下、「本クラブ」という。)を設置する。

2 会員

本クラブの目的に賛同する者でこの設置要領を承認の上、所定の手続きにより入会登録した者をいう。

3 入会要件

次の要件を満たすものとする。

- (1) 富山きときと空港及び就航路線を積極的に利用すること。
- (2) 富山空港国際路線利用促進協議会(以下「協議会」という。)が実施するアンケートや利用促進策等について積極的に協力すること。

4 入会金等

入会金、年会費は、無料とする。

5 個人情報の登録・利用及び提供に関する同意

会員は、会員の個人情報の利用及び提供に関し、次の内容に同意するものとする。

- (1) 本クラブは、会員の個人情報を他に漏らすことのないよう、その保護に十分注意を払うものとする。
- (2) 本クラブは、次に掲げる目的のために、会員の個人情報を利用する。
 - イ 空港に関する情報の案内
 - ロ 会員特典の提供
 - ハ 会員を対象としたアンケート等の実施
 - ニ その他、会員向け各種情報、サービスの案内
- (3) 本クラブは会員に対してより良好なサービスを提供するために、会員の個人情報を、特定個人を識別することができない統計データにより開示することがある。
- (4) 本クラブは、会員特典の提供のため、会員の個人情報を、特典を取り扱う企業や団体、行政機関等に連絡することがある。
- (5) 前号に定めるものの他、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には、会員の個人情報を第三者に開示することができる。

6 会員特典

会員は以下の特典を受けられるほか、協議会が主催・共催する各種イベント等に参加することができる。

- (1) 富山きときと空港に関する情報提供
- (2) 会員を対象とした抽選等によるサービス等の授与(詳細は別途定める)
- (3) その他、別途定める特典

特典を利用する場合は、必要に応じて会員証(会員カード)の提示を求める場合がある。

7 入会方法

別紙「入会届出書」を協議会事務局(富山県総合交通政策室(航空路線利用促進班)内)へ提出する。

8 会員証(会員カード)の発行

協議会事務局は、入会届出書を受理し審査結果が適当と認めた場合は速やかに会員証(会員カード)を発行する。

9 登録事項の変更

会員は会員情報に変更があった場合は協議会事務局に対し速やかに「登録情報変更」等の手続きを行うものとする。

- 2 前項の手続きを行わなかったことにより、会員特典を受けることができなかつた等、会員に不利益が生じた場合の責任は会員自らが負うものとする。

10 会員資格の喪失事由

会員が本クラブを退会しようとする場合は、「退会届出書」を提出する。

- 2 本クラブは、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、会員資格を取り消すことができる。
 - (1) 本クラブの活動や運営を故意に妨害したとき
 - (2) 本クラブの名誉又は信用を傷つけ、若しくは秩序を乱したとき
 - (3) 会員が本会則に違反するなど、本クラブが会員として不適格であると判断したとき
 - (4) 虚偽の届出により会員資格を得たと判断したとき

11 会則の変更

本クラブは、会員への予告無く、本会則の内容を変更することができるものとする。この場合、本クラブはホームページ等で速やかに会員に告知する。

12 事務局

本クラブの事務局は、協議会(富山県総合交通政策室(航空路線利用促進班)内)に置く。

【問合せ先】 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7 TEL:076-444-4039 FAX:076-444-3464

13 免責

次の各号について、本会の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 本クラブの会員特典の付与において、会員と本クラブに協賛した者との間で生じた紛議及び損害等
- (2) 本クラブの会員同士又は会員と第三者との間で生じた紛議及び損害等

付則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。